

「経営革新計画承認企業（サービス産業事業者）」への

よい一層の支援が始まります！



平成29年度経営革新サービス産業生産性向上支援補助金補助事業計画募集案内

サービス産業（第3次産業）は、県内総生産、従業員数の約6割、事業所数の7割以上を占めていますが、サービス産業の生産性は製造業等と比べ低くなっています。

そこで県では、サービス産業事業者の経営革新計画策定により、生産性の向上を図る企業を支援いたします。

対象者

栃木県知事から承認された経営革新計画(※1)によりサービス産業(※2)に属する事業に取り組む者

※1 平成30年3月末まで承認期間が存続することが応募の条件となります。

※2 「サービス産業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）、G（情報通信業）、H（運輸業、郵便業）、I（卸売業、小売業）、J（金融業、保険業）、K（不動産業、物品賃貸業）L（学術研究、専門・技術サービス業）、M（宿泊業、飲食サービス業）、N（生活関連サービス業、娯楽業）、O（教育、学習支援業）、P（医療、福祉）、Q（複合サービス業）、R（サービス業（他に分類されないもの））に属する産業となります。

対象者数

10者（社）程度

※提出できる補助事業計画は1者（社）につき1件までとし、提出された補助事業計画を審査の上、県の予算の範囲内で採択者を決定します

対象事業

経営革新計画に基づき実施する付加価値や効率の向上を図る事業(※)

※ 事業の立案等に当たっては「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」（経済産業省）を参考にしてください。また、ソフトウェア開発に係る取組は本補助金の対象とはなりません。

対象経費

○報償費、○旅費、○研究開発事業費（原材料費、機械装置費、産業財産導入費、知的財産出願費、外注加工費、検査分析費）、○販路開拓事業費（調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費）、○ITツール（サービス、ソフトウェア等）導入費、○庁費（会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料及び損料、調査研究費、消耗品費）、○委託費、○その他の経費（知事が特に必要と認める経費）※上記経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外です。

補助金額・補助率・補助期間

限度額：150万円以内 補助率：1/2以内 補助期間：当該年度内

補助事業計画募集期間

・平成29年4月27日（木）～平成29年6月30日（金）17:00 ※必着

その他

・詳細は「経営革新サービス産業生産性向上支援補助金補助事業計画募集要項」を御覧ください。
・「募集要項」及び申請様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/>（「栃木県 経営支援課」で検索）

【問合せ先】栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁本館6階

TEL：028-623-3175 FAX：028-623-3340 E-mail：keiei@pref.tochigi.lg.jp